

平成25年4月改訂

産業廃棄物処理計画の作成の手引き

平成25年4月

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

産業廃棄物処理計画書の作成等

産業廃棄物の適正処理及び減量化の推進のためには、その発生源である排出事業者が自己責任を自覚して、自主的に産業廃棄物の適正処理、減量化等に取り組むことが重要であることから、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」において、次のような義務を定めています。

- 産業廃棄物を生ずる事業場を県内に有する事業者は、産業廃棄物処理計画書を作成するとともに、産業廃棄物管理責任者を選任しなければなりません（条例第17条第1項）。

＜産業廃棄物処理計画書＞（規則第3条第1項及び第2項）

- ・事業場ごとに作成
- ・計画期間は5年間
- ・計画書の内容

管理体制、発生量及び処理量の見込み、減量に関する事項
処理方法に関する事項、処理施設の整備に関する事項 等

＜産業廃棄物管理責任者の職務＞（規則第4条）

- ・産業廃棄物処理計画書の調製に関すること。
- ・当該事業場から排出される産業廃棄物の状況を常に把握すること。
- ・当該事業場から排出される産業廃棄物の減量及び適正な処理を推進すること。

＜特例＞

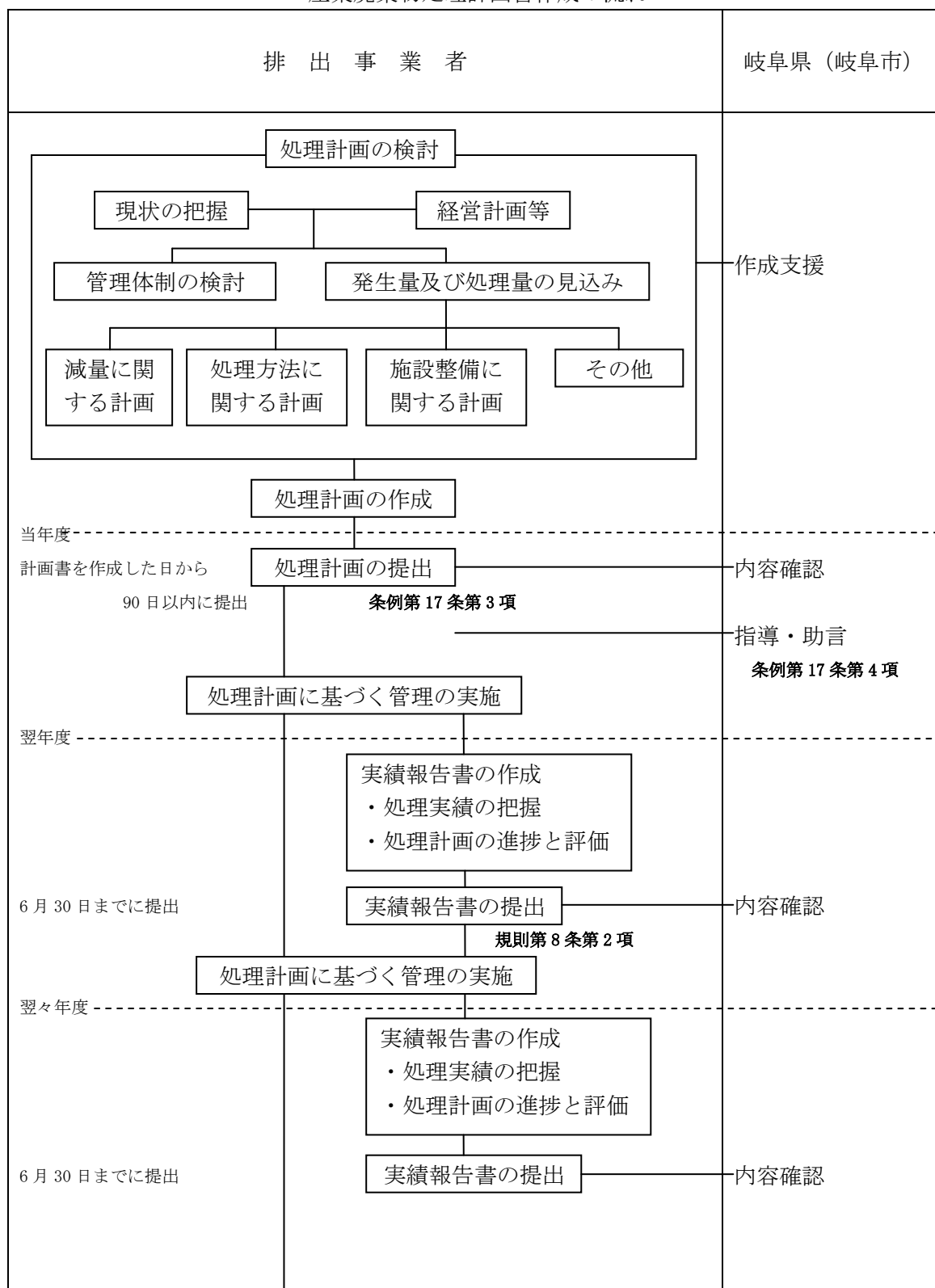
- ・ISO14001又はエコアクション21認証取得事業場にあつては、当該事業場にかかる産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任は必要ありません（規則第5条）。
 - ・中小企業団体等に所属する排出事業者にあつては、所属する中小企業団体で作成する産業廃棄物処理計画書をもって、自らの産業廃棄物処理計画書に代えることができる場合があります（第17条第2項）。
- 次に掲げる事業場にあつては、産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を知事に提出することが必要です（法に規定する多量排出事業者を除く。規則第7条）。

業種	対象事業場
製造業	従業員数20人以上の事業場を県内に有するもの
建設業	県内に本社、支店等を有し、直近の事業年度における県内の完成工事高が10億円以上のもの
病院	すべての病院
クリーニング業	従業員数10人以上のもの

【提出期限】

産業廃棄物処理計画書	計画書を作成した日から90日以内（様式第1号）
産業廃棄物処理変更計画書	変更した日から30日以内（様式第1号）
実績報告書	毎年6月30日まで（様式第2号）
産業廃棄物管理責任者の選任届出	選任した日から30日以内（様式第3号）

産業廃棄物処理計画書作成の流れ



記 載 例

製造業・クリーニング業	P4~
建設業	P14~
病院	P24~

【記載例】（製造業等）

産業廃棄物処理計画書作成（変更）届出書

（期間： 年度 ～ 年度）

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

届出者

住所 岐阜県〇〇市〇〇町1-2

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

（法人にあっては名称及び代表者名）

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成（変更）しましたので同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業場の概要

事業場名	名称	〇〇株式会社〇〇工場
	所在地	〇〇郡〇〇町3-4
	業種名	金属工作機械製造業
	主要生産品	CNC旋盤、汎用旋盤
従業員（人）		50

2 事業者の規模

資本金（百万円）	200
全従業員（人）	180
製造品出荷額（百万円）	4000

3 産業廃棄物管理責任者等の選任状況

産業廃棄物管理責任者	氏名	〇〇 〇〇
	職名	〇〇工場環境部長
産業廃棄物処理責任者	氏名	〇〇 〇〇
	職名	〇〇工場環境部長

特別管理産業廃 棄物管理責任者	氏 名	〇〇 〇〇
	職 名	〇〇工場環境部長

連 絡 先	担当者職名・氏名	〇〇工場総務部総務課 〇〇 〇〇
	TEL、FAX	TEL0000-00-0000 FAX0000-00-0000

(用紙 日本工業規格A4縦型)

産業廃棄物処理計画書は別添のとおり

産業廃棄物処理計画書

1 産業廃棄物の管理体制

(1) 産業廃棄物に関する管理体制および職務分担

<趣旨>

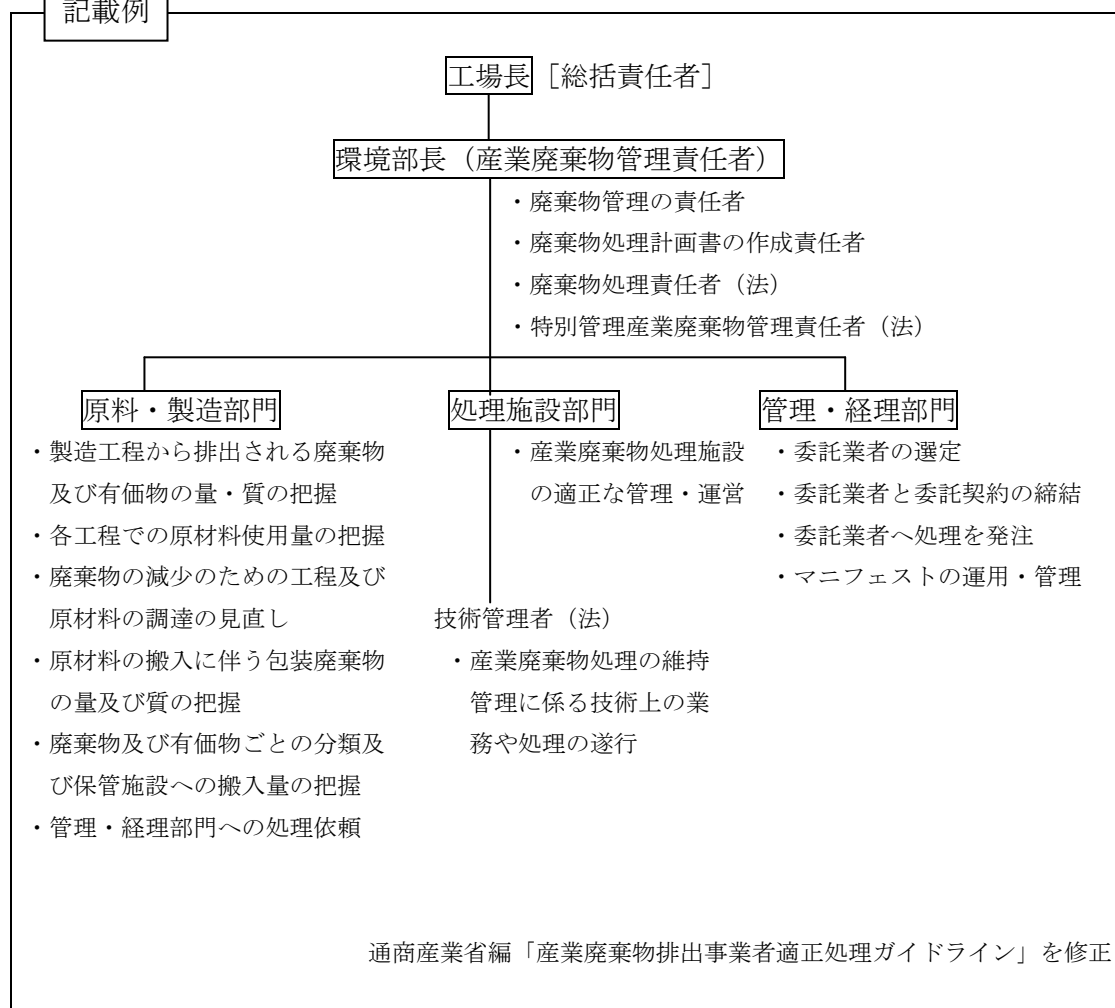
産業廃棄物に係る適正処理を推進するためには、事業所内に廃棄物の適正処理を管理する体制を整備し、職務分担を明確にすることが重要です。

条例では、事業所から排出される産業廃棄物を管理する責任者として、「産業廃棄物管理責任者」の設置を義務づけています。

<記載要領>

- ・事業所内の産業廃棄物に関する管理体制及び職務分担を「組織図」「事務分掌表」などにより記載してください。
- ・廃棄物処理法で定められた「産業廃棄物処理責任者」「技術管理者」「特別管理産業廃棄物管理責任者」の配置状況も記載してください。
- ・建設業にあっては、作業所（現場）との関係を記載してください。

記載例



(2) 産業廃棄物の検査（分析）計画

<趣旨>

廃棄物処理法では、「産業廃棄物」のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」として区分し、処理方法などを別に定めています。

原材料、製造工程等からこの「特別管理産業廃棄物」を排出する、又はそのおそれがある事業場にあつては、定期的に産業廃棄物の検査、分析を行うことが必要です。

<記載要領>

- ・当該事業所から発生する産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物となるおそれのある産業廃棄物の種類ごとに、分析項目、分析頻度、分析機関を記載してください。

記載例

産業廃棄物の種類	分析項目	頻度	分析機関
メッキ汚泥	六価クロム	6ヶ月に1度	工場内品質管理課
	シアン	〃	〃
廃酸・廃アルカリ	テトラクロエチレン	〃	〇〇分析センター
	六価クロム	処理委託ごと	工場内品質管理課
	シアン	〃	〃

(3) 産業廃棄物に関する記録の保管計画

<趣旨>

排出事業者は、自ら排出する産業廃棄物の管理状況等を記録し、保管しておくことが必要です。

特に、廃棄物処理法では、次のことが義務付けられています。

①帳簿の備え付け

産業廃棄物処理施設を有する排出事業者は、産業廃棄物を自ら運搬する場合、運搬を委託する場合、自ら処分する場合、処分を委託する場合ごとに帳簿を作成し、事業場に備え付けておくことが必要です。

②焼却施設・最終処分場の維持管理状況の記録

焼却施設・最終処分場を有する排出事業者は、産業廃棄物の処理状況、排ガスや水質の検査結果等、生活環境に関する情報を記録し、3年間保管し閲覧に供することが必要です。

③マニフェスト交付状況の記録作成及び写しの保管

排出事業者は、マニフェストの交付状況を記録するとともに、受託者から送られてきた写しを5年間保管することが必要です。

<記載要領>

- ・産業廃棄物の発生量及処理実績、分析結果、委託契約の状況、マニフェストの交付状況及び回収状況など記録について、保管方法、保管責任者、保管期間等について記載してください。

記載例

記録の内容	作成	保管
産業廃棄物の発生量・処理実績	種類ごとに毎週〇〇課で作成	〇〇課長が一括保管
産業廃棄物の分析結果	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
委託契約の状況	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
マニフェストの状況	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

(4) 処理委託業者に対する監督計画

<趣旨>

排出事業者が、産業廃棄物について委託処理を行う場合は、実地調査等により適切な処理業者を選択し、法の基準にあった契約を行うとともに、委託後は定期的に処理状況を確認することが必要です。

<記載要領>

- ・事業所から排出する産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合の処理業者に対する監督計画を記載してください。記載にあたっては、廃棄物処理法で定められた委託基準、条例第18条で定められた処理能力確認の義務などに留意してください。

記載例

- 1 委託業者の選定
 - ・委託する業者の許可証を必ず確認し、許可証の写しの提出を求め保管する。契約更新時にも必ず提出を求める。
 - ・委託にあたっては、〇〇課長を責任者として実地に調査し、処理業者の処理能力をチェックリストにより確認し、記録を保管する。
- 2 委託後の適正処理確認

マニフェストにより、適正処理を確認するとともに、年に1回、〇〇課長を責任者として、処理施設（最終処分場及び中間処理施設）の状況を実地に調査し、記録を保管する。

2 産業廃棄物の発生量及び処理量

<趣旨>

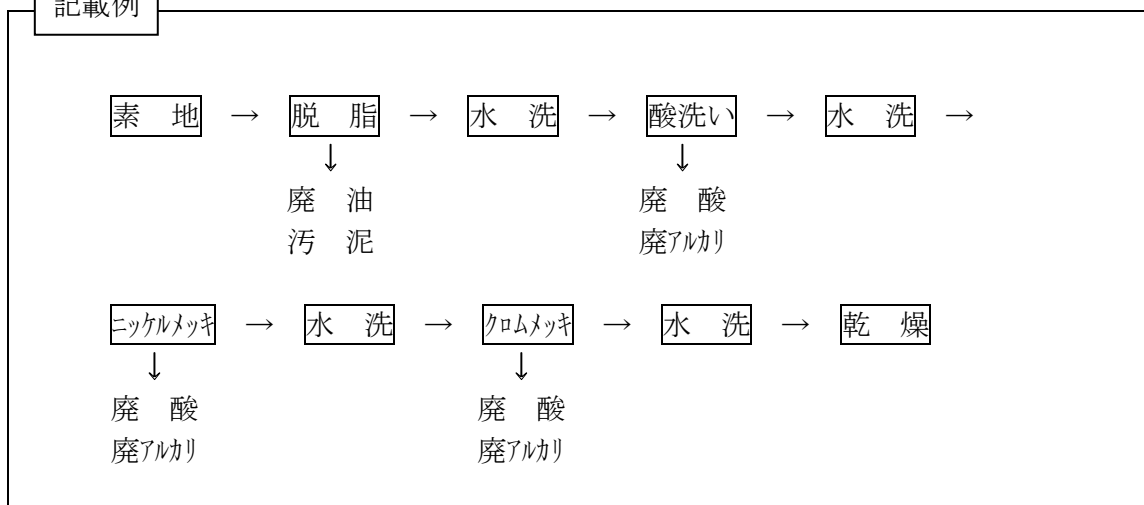
排出事業者は、事業所における発生状況を正確に把握することが必要です。

(1) 産業廃棄物の発生フロー

<記載要領>

- ・事業所内における産業廃棄物の発生の流れについて、工程ごとなどに記載してください。

記載例



(2) 産業廃棄物の発生・処理状況

<記載事項>

- ・前年度1年間の事業所から発生した産業廃棄物の発生状況及び処理状況を別紙などにより廃棄物の種類ごとに記載してください。

3 産業廃棄物の減量に関する計画、産業廃棄物の処理方法に関する計画

<趣旨>

排出事業者は、発生抑制及びリサイクルに重点をおいた産業廃棄物の減量化を進め、最終処分量をできるだけ少なくすることが必要です。

<記載要領>

- ・現在の産業廃棄物の発生状況、経営計画等から計画期間内の産業廃棄物の発生量の見込みを想定したうえで、産業廃棄物の減量計画等について記載してください。また、計画達成のための方策（生産設備の改善、生産工程の改善、製品設計の変更、原材料の変更、自社内再利用の促進など）を具体的に記載してください。

記載例

【計画目標値】

- ・発生抑制：基準年度の排出量に対し10%の発生抑制を目指す。
- ・リサイクル：基準年度の実績（リサイクル率24%）に対し25%を目指す。
- ・最終処分：基準年度の実績（最終処分率22%）に対し19%を目指す。
- ・減量化：基準年度の実績（中間処理による54%減量）に対し82%（発生抑制、リサイクル、中間処理による減量化の計）を目指す。

計画目標値（単位：t/年）

		基準年度の実績 (○年度)		計画目標値 (△年度)		減量化量 (b+c+e)	
a) 発生量		50,255	100%	45,050			
処 理 内 訳	b) リサイクル量	12,188		12,600	25%	12,600	
	・中間処理を経ない量	10,532		0			
	・中間処理を経た量	1,656		12,600			
	c) 中間処理による減量	27,176		23,150		23,150	82%
	・処理対象の量	29,200		27,000			
	・処理後の量	2,024		3,850			
	リサイクル量	0		0			
	処分量	2,024		3,850			
	d) 最終処分量※	10,891		9,300			
	・中間処理を経ない量	8,867		5,450			
・中間処理を経た量	2,024		3,850				
e) 発生抑制量				5,205		5,205	

※最終処分量は直接最終処分した量と中間処理後に最終処分した量を足したもの

【計画達成のための主な方策等】

- 汚泥
△年度中に汚水処理施設の一部を循環方式（イオン交換方式）に改め、排水量の減少を図る。
また、汚泥の脱水機を更新して能力を向上させ、汚泥の含水率を〇〇%から〇〇%に減少させるよう計画している。これによって汚泥排水量が〇〇t/年から〇〇t/年に減少する。
- 廃油
テトラクロロエチレンを含む廃油は、現在全量を処理委託して焼却しているが、△年度から再生を行う業者に処理を委託することに改める。
- 廃プラスチック類
廃プラスチック類は全量焼却施設により焼却しているが、ダイオキシン対策が困難であるためこれを廃止し、委託処理に改める。

4 産業廃棄物処理施設の現況及び整備計画

<記載要領>

- ・産業廃棄物処理施設の現況及び今後の整備計画について記載してください。
- ・廃棄物処理法対象施設以外の施設についても記載してください。

記載例

○ 現況

処理施設名	処理能力	設置年月
汚泥脱水機	5立方メートル／日	平成2年11月
廃プラ焼却施設	10kg／時間	平成3年10月

○ 計画

- ・汚泥脱水機については老朽化しているため、△年度中に、同規模の脱水機に更新する計画である。
- ・焼却施設については、ダイオキシン対策への対応が困難であるため、△年中に廃止する予定である。

5 その他産業廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 従業員教育の計画

<記載要領>

- ・従業員に対する研修会の開催計画等について記載してください。

記載例

(ア) 時期

生産ラインを停止する工場設備総点検日

(イ) 対象従業員

工場長が管轄する課の全員（約〇〇人）

(ウ) 教育内容

環境課長が講師となり、下記事項を教育する。

- ・廃棄物処理法の概要の説明
- ・産業廃棄物の分別の徹底
- ・産業廃棄物の取扱上の注意
- ・産業廃棄物処理施設の運転上の注意
- ・産業廃棄物に関する事故が発生した場合の対応策

(2) 下請事業者への指導計画

<記載要領>

- ・下請業者に対する研修会の開催計画等について記載してください。
- ・建設業者等で該当する場合のみ記載してください。

記載例

(ア) 時期

7月の下請業者研修会

(イ) 対象下請業者

当社と契約を締結している全下請業者（〇〇社）

(ウ) 指導内容

- ・廃棄物処理法の概要の説明
- ・不法投棄、不適正保管、野焼き等の禁止の徹底
- ・再生利用の推進
- ・作業現場における分別の徹底

(3) その他

<記載要領>

その他、貴社で取り組んでいく事項があれば記載してください。

(備考) できる限りA4サイズとすること。

別紙（知事が別に定める様式）

産業廃棄物処理状況（年度分）

産業廃棄物の種類（性状）					
産業廃棄物の発生源（製造工程等）					
特別管理産業廃棄物の有害特性 （該当するものがあれば○印）		Hg Cd Pb Cr As CN PCB トリクロ パークロ 腐蝕性 揮発性 感染性	Hg Cd Pb Cr As CN PCB トリクロ パークロ 腐蝕性 揮発性 感染性	Hg Cd Pb Cr As CN PCB トリクロ パークロ 腐蝕性 揮発性 感染性	Hg Cd Pb Cr As CN PCB トリクロ パークロ 腐蝕性 揮発性 感染性
（1）発生量（以下 t / 年）					
（2）そのまま売却した量					
（3）排出量 [(1) - (2)]					
（4）自ら直接再生利用した量					
中間 処理 自ら した 量 等	（5）自ら中間処理した量				
	（6）中間処理方法				
	（7）中間処理後の売却量				
	（8）自ら再利用した量				
	再利用方法				
（9）処理後の残さ量					
（10）処分対象量 [(3) - (4) - (5) + (9)]					
量 理 中 委 間 託 処	（11）市町村処理量（焼却）				
	（12）中間処理委託量				
	（13）資源化・再生委託量				
処 最 分 終 量	（14）市町村処理量（埋立）				
	（15）自ら最終処分した量				
	（16）最終処分委託量				
（17）保管量					

廃棄物の種類が多い場合は別葉にすること。

【記載例】（建設業）

産業廃棄物処理計画書作成（変更）届出書

（期間： 年度 ～ 年度）

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

届出者

住所 岐阜県〇〇市〇〇町 1 - 2

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 印

（法人にあつては名称及び代表者名）

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第 17 条第 1 項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成（変更）しましたので同条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業場の概要

事業場名	名称	〇〇建設株式会社〇〇支店
	所在地	〇〇郡〇〇町 3 - 4
	業種名	総合建設業
	主要生産品	
従業員（人）		100

2 事業者の規模

資本金（百万円）	200
全従業員（人）	180
完成工事高（百万円）	5000（うち県内完成工事高 3000）

3 産業廃棄物管理責任者等の選任状況

産業廃棄物管理責任者	氏名	〇〇 〇〇
	職名	〇〇支店工事部長
産業廃棄物処理責任者	氏名	〇〇 〇〇
	職名	〇〇支店工事部長

特別管理産業廃棄物管理責任者	氏 名	〇〇 〇〇
	職 名	〇〇支店工事部長

連絡先	担当者職名・氏名	〇〇支店総務部総務課 〇〇 〇〇
	TEL、FAX	TEL 0000-00-0000 FAX 0000-00-0000

(用紙 日本工業規格A4縦型)

産業廃棄物処理計画書は別添のとおり

産業廃棄物処理計画書

1 産業廃棄物の管理体制

(1) 産業廃棄物に関する管理体制および職務分担

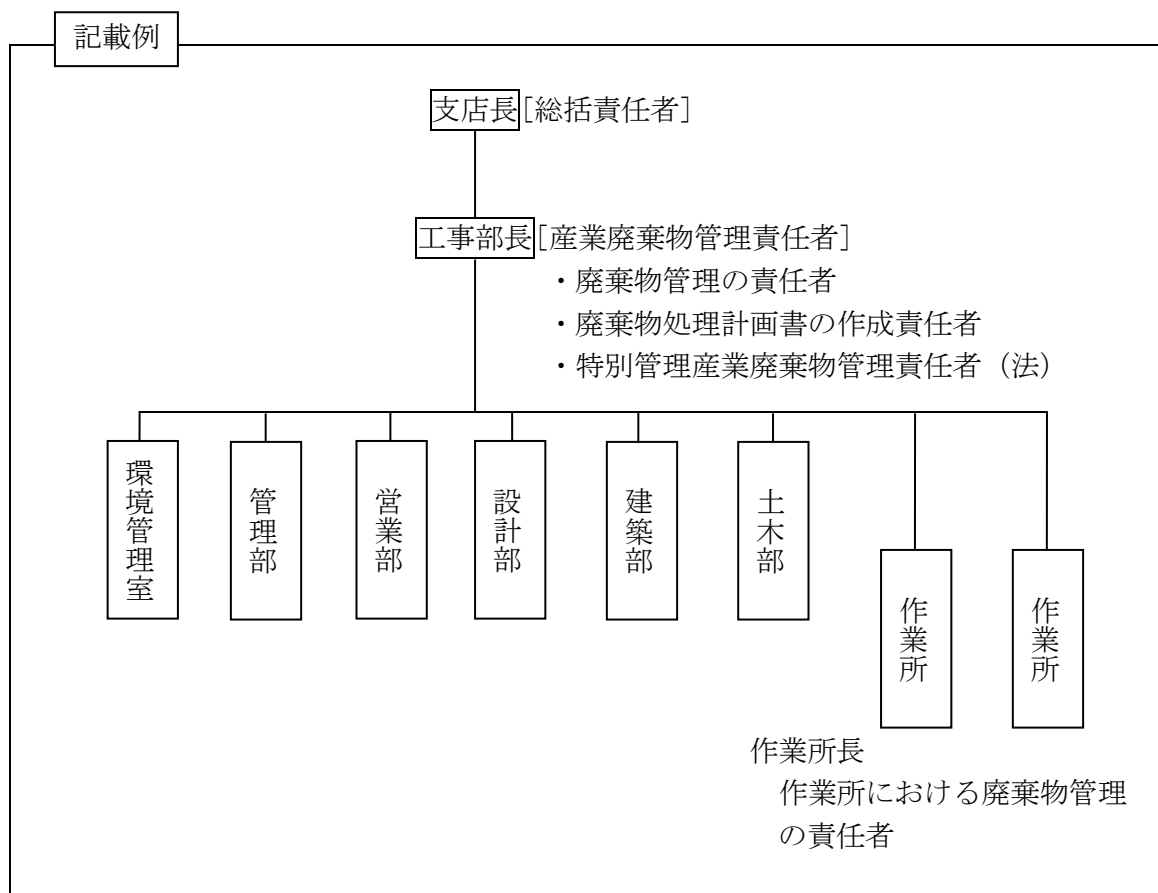
<趣旨>

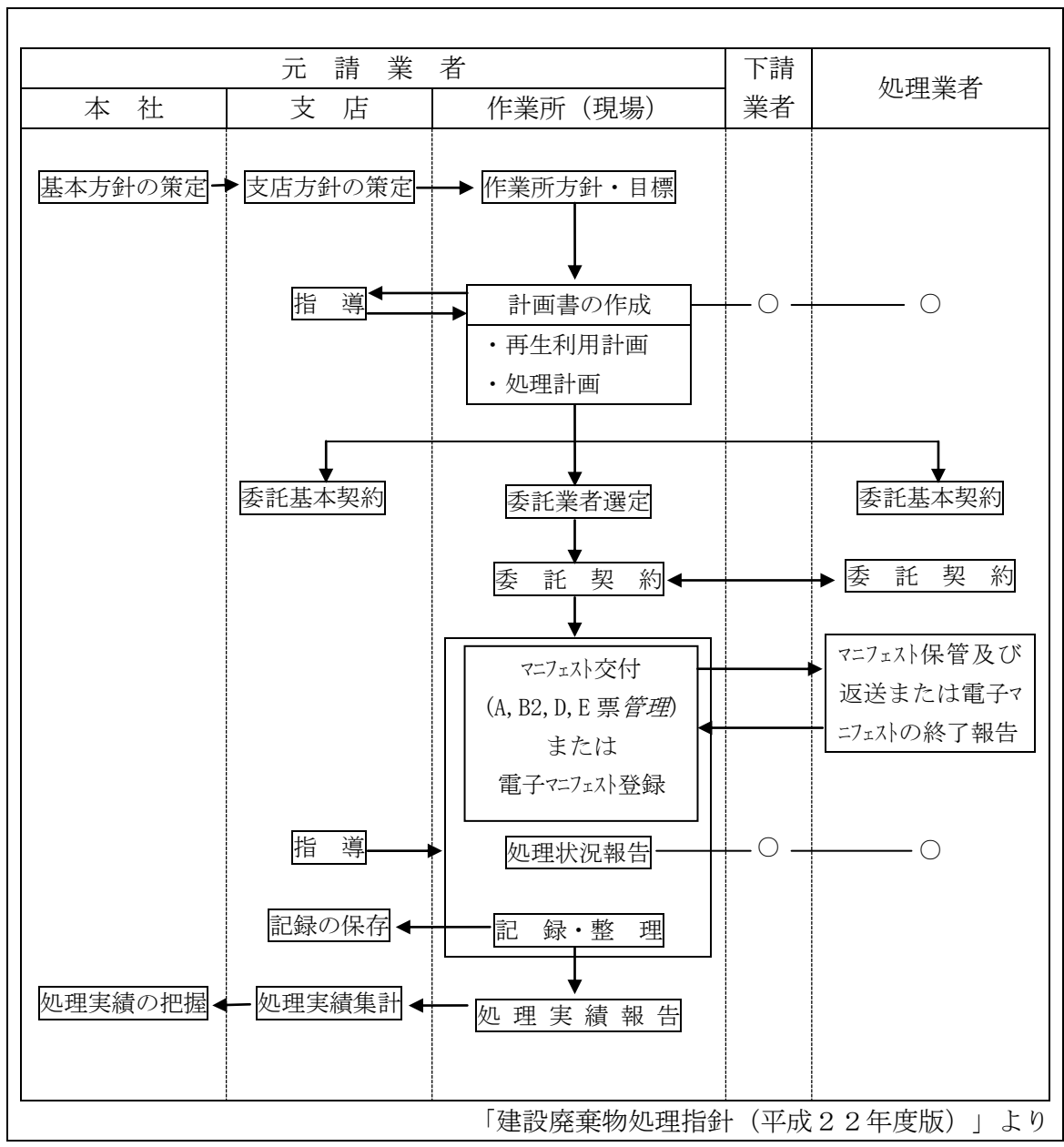
産業廃棄物の適正処理を推進するためには、事業場内に廃棄物の適正処理を管理する体制を整備し、職務分担を明確にすることが重要です。

条例では、事業場から排出される産業廃棄物を管理する責任者として、「産業廃棄物管理責任者」の設置を義務づけています。

<記載要領>

- ・事業場内の産業廃棄物に関する管理体制及び職務分担を「組織図」「事務分掌表」などにより記載してください。
- ・廃棄物処理法で定められた「産業廃棄物処理責任者」「技術管理者」「特別管理産業廃棄物管理責任者」の配置状況も記載してください。
- ・建設業にあっては、作業所（現場）との関係を記載してください。





(2) 産業廃棄物の検査(分析)計画

<趣旨>

廃棄物処理法では、「産業廃棄物」のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」として区分し、処理方法などを別に定めています。

原材料、製造工程等からこの「特別管理産業廃棄物」を排出する、又はそのおそれがある事業場にあつては、定期的に産業廃棄物の検査、分析を行うことが必要です。

<記載要領>

- ・当該事業場から発生する産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物となるおそれのある産業廃棄物の種類ごとに、分析項目、分析頻度、分析機関を記載してください。

(3) 産業廃棄物に関する記録の保管計画

<趣旨>

排出事業者は、自ら排出する産業廃棄物の管理状況等を記録し、保管しておくことが必要です。

特に、廃棄物処理法では、次のことが義務付けられています。

①帳簿の備え付け

産業廃棄物処理施設を有する排出事業者は、産業廃棄物を自ら運搬する場合、運搬を委託する場合、自ら処分する場合、処分を委託する場合ごとに帳簿を作成し、事業場に備え付けておくことが必要です。

②焼却施設・最終処分場の維持管理状況の記録

焼却施設・最終処分場を有する排出事業者は、産業廃棄物の処理状況、排ガスや水質の検査結果等、生活環境に関する情報を記録し、3年間保管し閲覧に供することが必要です。

③マニフェスト交付状況の記録作成及び写しの保管

排出事業者は、マニフェストの交付状況を記録するとともに、受託者から送られてきた写しを5年間保管することが必要です。

<記載要領>

- ・産業廃棄物の発生量及処理実績、分析結果、委託契約の状況、マニフェストの交付状況及び回収状況など記録について、保管方法、保管責任者、保管期間等について記載してください。

記載例

記録の内容	作成	保管
産業廃棄物の発生量・処理実績	作業所ごとに作成	支店の〇〇課長が一括保管
委託契約の状況	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
マニフェストの状況	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(4) 処理委託業者に対する監督計画

<趣旨>

排出事業者が、産業廃棄物について委託処理を行う場合は、実地調査等により適切な処理業者を選択し、法の基準にあった契約を行うとともに、委託後は定期的に処理状況を確認することが必要です。

<記載要領>

- ・現場から排出する産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合の処理業者に対する監督計画を記載してください。記載にあたっては、廃棄物処理法で定められた委託基準、条例第18条で定められた処理能力確認の義務などに留意してください。

記載例

1 委託業者の選定

- ・委託する業者の許可証を必ず確認し、許可証の写しの提出を求め保管する。契約更新時にも必ず提出を求める。
- ・委託にあたっては、〇〇課長を責任者として実地に調査し、処理業者の処理能力をチェックリストにより確認し、記録を保管する。

2 委託後の適正処理確認

- ・マニフェストにより、適正処理を確認するとともに、年に1回、〇〇課長を責任者として、処理施設（最終処分場及び中間処理施設）の状況を実地に調査し、記録を保管する。

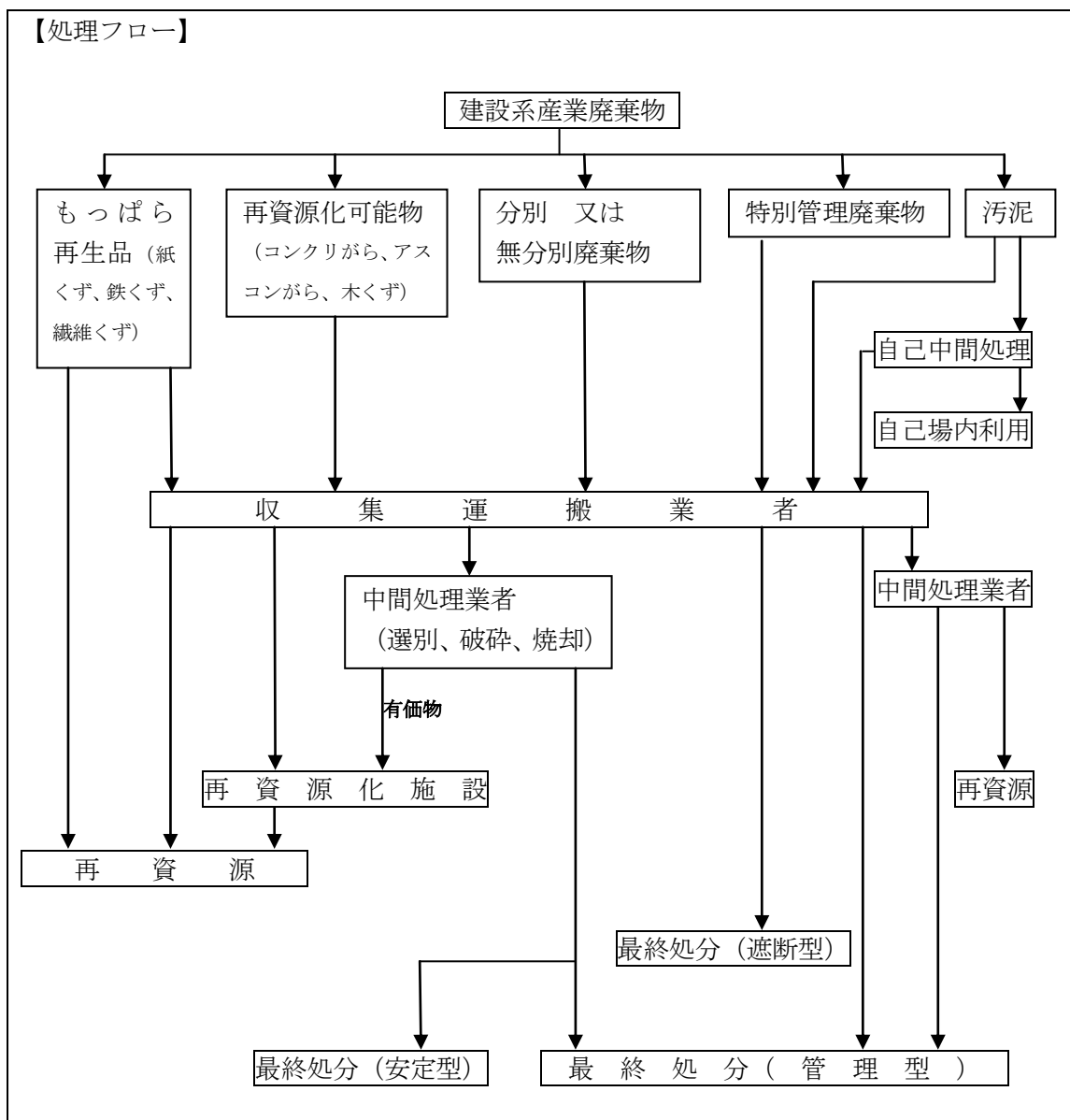
2 産業廃棄物の発生量及び処理量

<趣旨>

排出事業者は、事業場における発生状況及び処理状況を正確に把握することが必要です。

<記載事項>

- ・前年度1年間の工事に伴って発生した産業廃棄物の発生状況及び処理状況を別紙などにより廃棄物の種類ごとに記載してください。
- ・廃棄物に処理の流れを記載してください。



3 産業廃棄物の減量に関する計画、産業廃棄物の処理方法に関する計画

<趣旨>

排出事業者は、発生抑制及びリサイクルに重点をおいた産業廃棄物の減量化を進め、最終処分量をできるだけ少なくすることが必要です。

<記載要領>

- ・現在の産業廃棄物の発生状況、経営計画等から計画期間内の産業廃棄物の発生量の見込みを想定したうえで、産業廃棄物の減量計画等について記載してください。また、計画達成のための方策（設計・施工方法の検討、現場における分別の徹底、再利用の促進、再資源化施設への搬入など）を具体的に記載してください。

記載例

【数値目標】

- ・全建設廃棄物のリサイクル率を80%とする。
- ・コンクリート塊、アスファルト塊の再資源化率を100%とする。
- ・新築建物の延べ床面積当たりの建設混合廃棄物の排出量を前年度比5%減とする。

(参考)

国土交通省は「建設リサイクル推進計画2008」の中で目標値を次のとおりとしています(一部抜粋)。

対象品目	指標	H27 目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上
コンクリート塊		98%以上
建設発生木材		80%以上
建設発生木材※1	再資源化・縮減率	95%以上
建設汚泥※1		85%以上
建設混合廃棄物	排出量	175万t (H17比-40%)
建設廃棄物全体※1	再資源化・縮減率	94%以上

※1 縮減を含む。

縮減とは、焼却、脱水などにより廃棄物の量を減ずる行為をいう。

【計画達成のための主な方策等】

- ・設計、施工方法を検討して、廃棄物の発生量を出きる限り少なくする。
- ・梱包材の簡易化を資材メーカーに要請する。
- ・発生したものは、できるだけ場内利用し場内で利用できない場合にも再生利用個別指定等の活用や再資源化施設に搬入することを検討する。
- ・現場内で分別する廃棄物の種類、分別方法、容器等について検討する。

4 産業廃棄物処理施設の現況及び整備計画

<記載要領>

- ・産業廃棄物処理施設の現況及び今後の整備計画について記載してください。
- ・廃棄物処理法対象施設以外の施設についても記載してください。

記載例

○ 現況

処理施設名	処理能力	設置年月
コンクリート破砕施設	5立方メートル/日	平成2年11月
木くず焼却施設	50kg/時間	平成3年10月

○ 計画

- ・焼却施設については、ダイオキシン対策への対応が困難であるため、△年中に廃止する予定である。

5 その他産業廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 従業員教育の計画

<記載要領>

- ・従業員に対する研修会の開催計画等について記載してください。

記載例

(ア) 時期

毎年8月

(イ) 対象従業員

工事部長が管轄する課の全員（約〇〇人）

(ウ) 教育内容

環境管理室長が講師となり、下記事項を教育する。

- ・廃棄物処理法の概要の説明
- ・不法投棄、不適正保管、野焼き等の禁止の徹底
- ・再生利用の推進
- ・作業現場における分別の徹底

(2) 下請事業者への指導計画

<記載要領>

- ・下請業者に対する研修会の開催計画等について記載してください。
- ・建設業者等で該当する場合のみ記載してください。

記載例

(ア) 時期

7月の下請業者研修会

(イ) 対象下請業者

当社と契約を締結している全下請業者（〇〇社）

(ウ) 指導内容

- ・廃棄物処理法の概要の説明
- ・不法投棄、不適正保管、野焼き等の禁止の徹底
- ・再生利用の推進、作業現場における分別の徹底

(3) その他

<記載要領>

- その他、貴社で取り組んでいく事項があれば記載してください。

(備考) できる限りA4サイズとすること。

別紙（知事が別に定める様式）

産業廃棄物処理状況（年度分）

産業廃棄物の種類（性状）					
産業廃棄物の発生源（製造工程等）					
特別管理産業廃棄物の有害特性 （該当するものがあれば○印）		Hg Cd Pb Cr As CN PCB トリクロ パークロ 腐蝕性 揮発性 感染性	Hg Cd Pb Cr As CN PCB トリクロ パークロ 腐蝕性 揮発性 感染性	Hg Cd Pb Cr As CN PCB トリクロ パークロ 腐蝕性 揮発性 感染性	Hg Cd Pb Cr As CN PCB トリクロ パークロ 腐蝕性 揮発性 感染性
（1）発生量（以下 t / 年）					
（2）そのまま売却した量					
（3）排出量〔（1）－（2）〕					
（4）自ら直接再生利用した量					
中間 処理 自ら した 量 等	（5）自ら中間処理した量				
	（6）中間処理方法				
	（7）中間処理後の売却量				
	（8）自ら再利用した量 再利用方法				
	（9）処理後の残さ量				
（10）処分対象量〔（3）－（4）－（5）＋（9）〕					
委託 中間 処理 量	（11）市町村処理量（焼却）				
	（12）中間処理委託量				
	（13）資源化・再生委託量				
最終 処分 量	（14）市町村処理量（埋立）				
	（15）自ら最終処分した量				
	（16）最終処分委託量				
（17）保管量					

廃棄物の種類が多い場合は別葉にすること。

【記載例】（病院）

産業廃棄物処理計画書作成（変更）届出書
（期間： 年度 ～ 年度）

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

届出者
住所 岐阜県〇〇市〇〇町1-2
氏名 〇〇病院
代表者 〇〇 〇〇 印
(法人にあっては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成（変更）しましたので同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業場[病院]の概要

事業場名 病院名	名称	〇〇病院
	所在地	〇〇市〇〇町1-2
	業種名 [診療科目]	内科、小児科、外科、放射線科
	主要生産品 [病床数]	50
従業員（人）		100

2 事業者（病院）の規模 省略

3 産業廃棄物管理責任者等の選任状況

産業廃棄物 管理責任者	氏名	〇〇 〇〇
	職名	〇〇
産業廃棄物 処理責任者	氏名	〇〇 〇〇
	職名	〇〇
特別管理産業廃 棄物管理責任者	氏名	〇〇 〇〇
	職名	〇〇

連絡先	担当者職名・氏名	事務部 ○○ ○○
	TEL、FAX	TEL 0000-00-0000 FAX 0000-00-0000

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

産業廃棄物処理計画書は別添のとおり

産業廃棄物処理計画書

1 産業廃棄物の管理体制

(1) 産業廃棄物に関する管理体制および職務分担

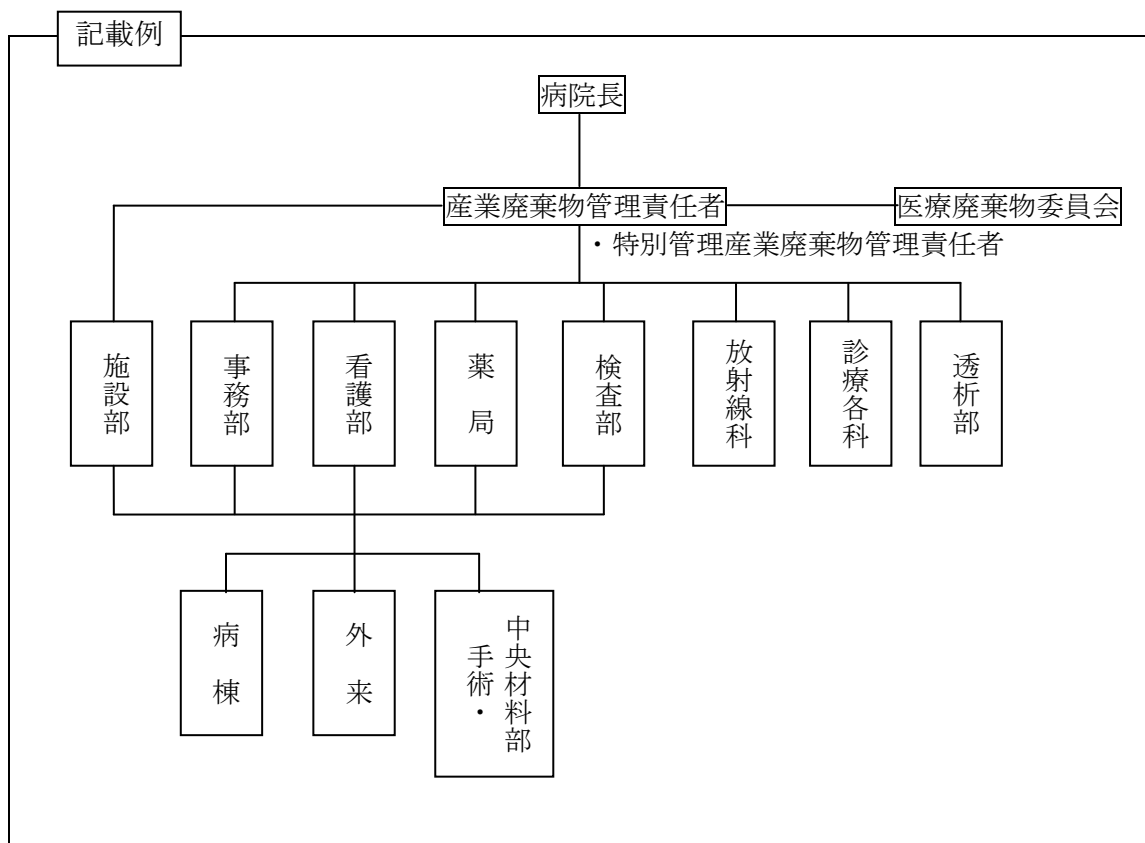
<趣旨>

産業廃棄物に係る適正処理を推進するためには、病院内に廃棄物の適正処理を管理する体制を整備し、職務分担を明確にすることが重要です。

条例では、病院から排出される産業廃棄物を管理する責任者として、「産業廃棄物管理責任者」の設置を義務づけています。

<記載要領>

- ・病院内の産業廃棄物に関する管理体制及び職務分担を「組織図」「事務分掌表」などにより記載してください。
- ・廃棄物処理法で定められた「産業廃棄物処理責任者」「技術管理者」「特別管理産業廃棄物管理責任者」の配置状況も記載してください。



(2) 産業廃棄物に関する記録の保管計画

<趣旨>

排出事業者は、自ら排出する産業廃棄物の管理状況等を記録し、保管しておくことが必要です。

特に、廃棄物処理法では、次のことが義務付けられています。

①帳簿の備え付け

産業廃棄物処理施設を有する排出事業者は、産業廃棄物を自ら運搬する場合、運搬を委託する場合、自ら処分する場合、処分を委託する場合ごとに帳簿を作成し、事業場に備え付けておくことが必要です。

②焼却施設・最終処分場の維持管理状況の記録

焼却施設・最終処分場を有する排出事業者は、産業廃棄物の処理状況、排ガスや水質の検査結果等、生活環境に関する情報を記録し、3年間保管し閲覧に供することが必要です。

③マニフェスト交付状況の記録作成及び写しの保管

排出事業者は、マニフェストの交付状況を記録するとともに、受託者から送られてきた写しを5年間保管することが必要です。

<記載要領>

- ・産業廃棄物の発生量及処理実績、委託契約の状況、マニフェストの交付状況及び回収状況などの記録について、作成方法、保管方法、保管責任者等について記載してください。

記載例

記録の内容	作成	保管
産業廃棄物の発生量・処理実績	種類ごとに毎週〇〇課で作成	〇〇課長が一括保管
委託契約の状況	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
マニフェストの状況	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 処理委託業者に対する監督計画

<趣旨>

排出事業者が、産業廃棄物について委託処理を行う場合は、実地調査等により適切な処理業者を選択し、法の基準にあった契約を行うとともに、委託後は定期的に処理状況を確認することが必要です。

<記載要領>

- ・病院から排出する産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合の処理業者に対する監督計画を記載してください。記載にあたっては、廃棄物処理法で定められた委託基準、条例第18条で定められた処理能力確認の義務などに留意してください。

記載例

- ① 委託業者の選定
 - ・委託する業者の許可証を必ず確認し、許可証の写しの提出を求め保管する。契約更新時にも必ず提出を求める。
 - ・委託にあたっては、〇〇課長を責任者として実地に調査し、処理業者の処理能力をチェックリストにより確認し、記録を保管する。
- ② 委託後の適正処理確認
 - ・マニフェストにより適正処理を確認するとともに、年に1回、〇〇課長を責任者として、処理施設（最終処分場及び中間処理施設）の状況を実地に調査し、記録を保管する。

(4) 感染性産業廃棄物の管理方法等

<趣旨>

病院から排出される産業廃棄物のうち、特に取り扱いに注意を要する感染性廃棄物については、環境省が示す「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に従い、適切に管理する必要があります。

<記載要領>

- ・感染性産業廃棄物が発生して処理業者に委託、あるいは自己で処理するまでの病院内における管理方法等について記載してください。

記載例

- ① 分別
 - ・感染性廃棄物は他の廃棄物と分別して排出する。
- ② 容器
 - ・感染性廃棄物は、容器に密閉し、感染性廃棄物である旨を表示する。
- ③ 容器の保管
 - ・容器は処理業者に委託するまで、感染性廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、及び悪臭が発散しない構造を有する〇〇〇〇に保管する。
 - ・感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、他の廃棄物と区別して保管する。
 - ・感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに取り扱いの注意事項を記載する。

2 産業廃棄物の発生量及び処理量

<趣旨>

排出事業者は、事業所における発生状況を正確に把握することが必要です。

(1) 産業廃棄物の発生場所

<記載要領>

- ・病院内における産業廃棄物の発生場所について、記載してください。

記載例

別紙1のとおり

(2) 産業廃棄物の発生・処理状況

<記載事項>

- ・前年度1年間に病院内から発生した産業廃棄物の発生状況及び処理状況を廃棄物の種類ごとに記載してください。

記載例

別紙2のとおり

3 産業廃棄物の減量に関する計画、産業廃棄物の処理方法に関する計画

<趣旨>

排出事業者は、発生抑制及びリサイクルに重点をおいた産業廃棄物の減量化を進め、最終処分量をできるだけ少なくすることが必要です。

<記載要領>

- ・現在の産業廃棄物の発生状況等から計画期間内の産業廃棄物の発生量の見込みを想定したうえで、産業廃棄物の減量計画、適正処理計画等について記載してください。また、計画達成のための方策を具体的に記載してください。

記載例

【計画】

- 感染性廃棄物については、引き続き「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に従い、その適正な管理を行う。
- その他の産業廃棄物については、減量化、リサイクルを推進する。

【計画達成のための主な方策等】

- 病院内における感染性廃棄物の取り扱いについて、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の内容に従った管理規程を作成し、病院内の関係者に周知する。
- その他の産業廃棄物については、一般廃棄物も含め分別を徹底し、リサイクルの推進に努める。

4 産業廃棄物処理施設の現況及び整備計画

<記載要領>

- ・産業廃棄物処理施設の現況及び今後の整備計画について記載してください。
- ・廃棄物処理法対象施設以外の施設についても記載してください。

記載例

○ 現況

処理施設名	処理能力	設置年月
廃プラ焼却施設	10Kg/時間	平成3年10月

○ 計画

- ・焼却施設については、ダイオキシン対策への対応が困難であるため、△年中に廃止する予定である。

5 その他産業廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 従業員教育の計画

<記載要領>

- ・従業員に対する研修会の開催計画等について記載してください。

記載例

○ 時期

毎年5月と11月

○ 対象者

職員全員

○ 教育内容

産業廃棄物管理責任者が講師となり、下記事項を教育する。

- ・廃棄物処理法の概要の説明
- ・感染性廃棄物管理規程の説明
- ・廃棄物の分別の徹底
- ・感毒性廃棄物の取扱上の注意
- ・産業廃棄物に関する事故が発生した場合の対応策 等

(2) その他

<記載要領>

その他、貴病院で取り組んでいく事項があれば記載してください。

別紙1 (知事が別に定める様式)

発 生 の 状 況

産 業 廃 棄 物 の 種 類		発 生 場 所											
区 分	種 類	外来外科	病棟	手術室	中央材料室	救急外来	検査部	薬局	放射線科	透析センター	その他		
産業 廃 棄 物	燃えがら	焼却残灰									○		
	汚でい	排水処理施設から発生する汚泥									○		
	廃油	一般油脂類、クレゾール、有機溶剤等の廃液	○	○	○	○	○	○	○	○			
	廃酸	レントゲン定着液等の廃酸						○	○				
	廃アルカリ	レントゲン現像液等の廃アルカリ						○	○				
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム製の廃プラ製品 等						○	○				
	ガラスくず及び磁器くず	血液等の付着していないアンプル、ガラス製の器具 等	○	○	○	○	○	○	○	○			
	金属くず	金属製機械器具、金属性ベット 等	○	○	○	○	○	○	○	○			
ゴムくず	天然ゴムの器具類 等	○	○	○	○	○	○	○	○				
特別 管理 産 業 廃 棄 物	血液等	血液、血清、血漿、体液、血液製剤 等	○	○	○	○	○	○	○	○			
	血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず 等	○	○	○	○	○	○	○	○			
	病原微生物に関連した試験、検査等に用いた物	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ 等	○	○	○	○	○	○	○	○			
	その他血液が付着したもの	血液等が付着した実験・手術用の手袋 等	○	○	○	○	○	○	○	○			
	汚染物若しくはこれらが付着した又はそれらのおそれのあるもの	汚染物が付着した廃プラスチック類 輸液セット、キジンジ、透析器具	○	○	○	○	○	○	○	○			
引火性のある廃油	クロロホルム、アルコール類 等	○					○						



